

横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託公
募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用して横芝光町が発注する横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した契約候補者等を特定するために行う公募型プロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 公募型プロポーザル方式

競争入札によらず、公募の方法により参加資格要件を満たす複数の者から、横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等を求め、提出された書類をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該業務の履行に優れた企画提案を行った者を契約候補者等として特定する方式をいう。

(2) 参加者

第5条の規定により参加表明書類を提出した者をいう。

(審査)

第3条 本業務委託の公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により提出された技術提案書等は、横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会（以下「選定委員会」という。）により厳正かつ公平に審査し契約候補者等を特定する。

(質問)

第4条 プロポーザルに参加しようとする者は、横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)及び仕様書(案)に関して、募集要領に定める方法により質問をすることができる。

(参加の表明)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、募集要領に定める方法により参加表明書及び関係書類(以下「参加表明書類」という。)を提出しなければならない。

2 選定委員会は、参加表明書類が提出されたときは、一次審査(参加資格審査及び客観評価)を行い、募集要領に定める参加資格要件に適合すると認めたときは、当該参加者に対し、技術提案書等の提出を依頼するものとする。

(技術提案書等の提出)

第6条 当該参加者は、前条第2項に規定する依頼を受けたときは、募集要領に従い、技術提案書等を作成し、提出するものとする。

(辞退)

第7条 参加者で、プロポーザルの参加を辞退しようとする場合は、募集要領に定める方法により辞退届を提出しなければならない。

(評価の基準)

第8条 選定委員会は、提出された技術提案書等について、募集要領に定める基準に基づき、参加者による技術提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングにより、評価点を採点するものとする。

(契約候補者等の特定)

第9条 選定委員会は、前条の評価点により募集要領に定める特定方法に基づき、契約候補者及び次点契約候補者を特定するものとする。

2 選定委員会は、契約候補者及び次点契約候補者に特定した旨を各々に通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第 10 条 選定委員会は、前条第 2 項の規定による通知と同日付けで、契約候補者及び次点契約候補者のいずれにも特定しなかった参加者に対し、その旨及び特定しなかった理由を通知するものとする。
(結果の公表)

第 11 条 選定委員会は、第 9 条の規定により契約候補者及び次点契約候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託期間
- (3) 契約候補者及び次点契約候補者を特定した日
- (4) 契約候補者及び次点契約候補者の名称及び所在地
- (5) 契約候補者及び次点契約候補者を特定した理由
- (6) その他必要な事項

(仕様書等の作成及び契約の締結)

第 12 条 町は、契約候補者と協議し、募集要領及び技術提案書等に基づき、本業務委託の仕様書を作成する。

2 町は、予定価格を決定するとともに、契約候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び横芝光町財務規則(平成 18 年横芝光町規則第 49 号)の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、契約候補者が参加表明書類の提出があった日から契約の締結までの間に募集要領に定める参加資格を有しなくなったとき、又はその他契約の締結が不相当と認められたときは、契約候補者との契約の締結は行わず、次点契約候補者と本文に規定する手続きにより、契約手続きを行うものとする。

(事務局等)

第 13 条 このプロポーザルに関する事務局及び選定委員会の庶務は、環境防災課環境班において担当する。

(委任)

第14条 この要領及び募集要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月18日から施行し、当該業務に係る契約候補者との契約締結をもってその効力を失う。